

## 8. 補装具

対象者	①身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者 ②障害者総合支援法の対象となる難病患者 ※原則、他法制度（介護保険、健康保険、労災保険等）が優先となります。
内容	身体障害者（児）及び難病患者の身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される補装具の購入、修理及び借受けに必要な費用を支給します。
給付の条件	○事前申請（購入後の申請は対象外） ○自己負担は、原則として1割負担。ただし、対象者の属する世帯の課税状況等に応じて、負担上限額が決定 ○耐用年数内の破損については、原則、修理
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者等補装具費支給申請書</li> <li>指定医師の意見書・処方箋</li> <li>登録業者による見積書</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>難病患者の方は、疾病名の分かる診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証等</li> </ul> ※補装具の種類によって、申請に必要な書類が異なるため、事前にお問い合わせください。 ※補装具の種類によっては、長崎こども・女性・障害者支援センターの判定が必要なため、支給決定に時間を要することがあります。
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

### 〈補装具一覧〉

区分	備考	耐用・使用年数
義肢（義手・義足）（※1）	使用される方の年齢（※2）、型式等により耐用年数は異なります。	4カ月～1年6カ月 （児童の場合）
装具（※1）		1年～5年
姿勢保持装置（※1）	長時間座位をとることができない方、自力で座位を保持できない方が対象となります。	4カ月～1年6カ月 （児童の場合）
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用、身体支持併用があり、構造や材質により耐用年数は異なります。	1年～3年
義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼があります。	3年
眼鏡	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡があります。	2年～5年
補聴器	補聴器の出力音圧や構造によって対象者が異なります。	2年
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	4年
車椅子	普通型、手押し型、その他特殊な車いすがあります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。	5年
電動車椅子	普通型、簡易型があります。リクライニング式、テイルト式等の機能があります。型式によって対象者が異なります。	6年
歩行器（※1）	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型があります。	6年
歩行補助つえ（一本つえ除く）	松葉づえ、ロフトランドクラッチ、多点杖等があります。構造や材質により耐用年数が異なります。	5年
重度障害者用意思伝達装置（※1）	重度四肢体幹機能障害かつ言語機能を喪失の状態にある方で、コミュニケーション手段として、必要とされる方が対象となります。	2年～4年
車載用姿勢保持装置（※1）	車内で座位をとることができない方、自力で座位を保持できない方が対象となります。	5年
起立保持具（※2）	体幹や下肢の障害のある方が、立位の安定をはかるために使用します。	3年
排便補助具（※2）	普通便所での排便が困難な場合に、座位の保持により排便しやすくするために使用します。	3年

※1 借受け対象の種目（義肢・装具・姿勢保持装置は完成用部品のみ）

※2 児童の場合のみ対象。

## 9. 日常生活用具

対象者	①障害者手帳所持者。介護保険制度に該当する場合は、介護保険制度が優先します。難病を有する方も対象となる場合があります。 ②次表の種目毎の「障害程度」欄に掲げる要件に該当する方
内容	町内に住所を有する在宅の障害者（児）に対し、日常生活を容易にするための用具の購入又は貸与に要する費用を支給します。 *排泄管理支援用具についてのみ入院又は入所中の方も対象。
給付の条件	○事前申請（購入後の申請は対象外） ○自己負担は、原則として1割負担。ただし、対象者の属する世帯の課税状況等に応じて、負担上限額が決定 ○各種目に耐用年数が定められており、耐用年数以内の再支給は、原則として支給対象外（修理費自己負担）
申請に必要なもの	・支給申請書（申請する種目によって申請書が異なります） 障害者等日常生活用具給付費支給申請書 障害者等日常生活用具（住宅改修費）支給申請書 障害者等点字図書給付費支給申請書 ・登録業者による見積書 ・所得課税証明書（前年・現年に転入された方） ※必要に応じて、医師の意見書等が必要になることがあります。
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

### <日常生活用具一覧>

#### ●購入

	種目	障害程度	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障害2級以上	8年
	特殊マット	下肢・体幹機能障害1級（18歳以上）、下肢・体幹機能障害2級以上（3歳以上の児童）、療育手帳A（3歳以上）	5年
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害1級（学齢児以上）	5年
	入浴担架	下肢・体幹機能障害2級以上	5年
	体位変換器	下肢・体幹機能障害2級以上（学齢児以上）	5年
	移動用リフト	下肢・体幹機能障害2級以上（3歳以上）	4年
	訓練椅子	下肢・体幹機能障害2級以上（3歳以上の児童）	5年
	訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害2級以上（学齢児以上の児童）	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害（3歳以上）	8年
	便器	下肢・体幹機能障害2級以上（学齢児以上）	8年
	歩行補助つえ	平衡・下肢・体幹機能障害	3年
	移動・移乗支援用具	平衡・下肢・体幹機能障害（3歳以上）	8年
	頭部保護帽	平衡・下肢・体幹機能障害、療育手帳A（頻繁に転倒する状態）、てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障害者	3年
	特殊便器	上肢障害2級以上（学齢児以上）、療育手帳A（学齢児以上）	8年
	火災警報器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者（障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）	8年
	自動消火器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者（障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯）	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で18歳以上）、療育手帳A（18歳以上）	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上（学齢児以上）	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯で18歳以上）	10年	

種目		障害程度	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上でCAPD透析療法者（3歳以上）	5年
	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、若しくは同程度の身体障害児者（学 齢児以上）	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険の在宅酸素療法を行う身体障害者（18歳以上）	10年
	視覚障害者用体温計（音 声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯、及びこれに準ず る世帯で学齢児以上）	5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯、及びこれに準ず る世帯で18歳以上）	5年
	動脈血中酸素飽和度測 定器（パルスオキシメー ター）	難病を有する方で人工呼吸器の装着が必要な方	5年
	排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害でストーマ装具（消化器系）が必要な障害児者
ストーマ装具（尿路系）		膀胱機能障害でストーマ装具（尿路系）が必要な障害児者	—
紙おむつ・脱脂綿・サラ シ・ガーゼ・洗腸装具等 衛生用品		・ストーマ装具の使用が困難な者 ・脳原性運動機能障害等により排尿排便の意思表示が困難な 者 ・先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿又は排便 機能障害のある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能 障害のある者（3歳以上）	—
収尿器		身体障害者手帳に肢体不自由にかかる障害の記載があり、尿 失禁のある方	1年
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹、運動機能障害（移動機能障害）3級以上（学 齢児以上） ※特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上	—
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害・肢体不自由で発声、発語に著しい障害 を有する方（学齢児以上）	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害・上肢障害2級以上（学齢児以上）	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上（18歳以上）	6年
	点字器（標準型）	視覚障害児者	7年
	点字器（携帯用）	視覚障害児者	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（就学・就労中又は就労見込み者）	5年
	視覚障害者用ポータブ ルレコーダー	視覚障害2級以上（学齢児以上）	6年
	視覚障害者用活字文書 読み上げ装置	視覚障害2級以上（学齢児以上）	6年
	視覚障害者用拡大読書 器	本装置で文字を読む事が可能となる視覚障害児者（学齢児以 上）	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上（18歳以上、音読式は支給制限有り）	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語障害がある方（学齢児以上）	5年
	聴覚障害者用情報受信 装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害児者	6年
	人工喉頭（笛式）	身体障害者手帳所持者で喉頭摘出した方	4年
	人工喉頭（電動式）	身体障害者手帳所持者で喉頭摘出した方	4年
	埋込型人工喉頭用人工 鼻	身体障害者手帳所持者で喉頭摘出し、常時埋込型の人工喉頭 を使用する方	—
点字図書	視覚障害で、主に点字による情報入手を行っている方	—	
視覚障害者用ワードプ ロセッサ	視覚障害のある方、施設等での共同利用に限る（学齢児以上）	—	

●貸与

種目	障害程度
福祉電話	難聴者及び外出困難な身体障害者2級以上（身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で 18歳以上）
ファックス	聴覚、音声、言語の機能障害3級以上（身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で18 歳以上）

## 10. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

対象者	①町内在住の18歳未満の方 ②身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが原則として30dB以上の方
内容	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。
給付の条件	○事前申請（購入後の申請は対象外） ○補聴器の装用により、言語習得等の一定の効果が期待できると医師が判断する方
申請に必要なもの	・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金支給申請書 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業意見書 ・補聴器の見積書
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

## 11. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具

対象者	①町内在住で、小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童 ②次表の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する児童
内容	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けている児童に対し、日常生活用具を給付します。
給付の条件	○事前申請（購入後の申請は対象外） ○世帯の所得税等の課税状況に応じ一部自己負担あり ○障害者総合支援法等の支給対象とならない児童 ○各種目に耐用年数が定められており、耐用年数以内の再支給は、原則として支給対象外
申請に必要なもの	・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書 ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ・見積書 ・所得課税証明書（前年又は現年に転入された方）
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

### <小児慢性日常生活用具一覧>

種目	対象者	耐用年数
便器	常時介助を要する児童	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある児童	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある児童	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある児童	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な児童	8年
入浴補助用具	入浴の介助を要する児童	8年
特殊尿器	自力で排尿できない児童	5年
体位変換器	寝たきり状態にある児童	5年
車椅子	下肢が不自由な児童	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する児童	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある児童	5年
クールバスト	体温調節が著しく難しい児童	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある児童	—
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある児童	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な児童	5年
ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害でストーマ装具（消化器系）が必要な障害児	—
ストーマ装具（尿路系）	膀胱機能障害でストーマ装具（尿路系）が必要な障害児	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な児童	—

## 12. 地域生活支援事業

### (1) 移動支援事業

対象者	①屋外の移動に著しい制限のある視覚障害者（児）、*全身性障害者（児） ※四肢麻痺等、全身にわたる障害により立ち座りや姿勢の保持が困難であり、常時、車いすを使用しなければならない状態にある障害者（児） ②知的障害者（児） ③精神障害者（児）
内容	障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行うものです。 費用負担は、サービス費用の1割を事業所へ支払います。（障害福祉サービスと同じ基準です）
申請に必要なもの	地域生活支援事業支給申請書
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

### (2) 日中一時支援事業

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている障害者（児）																											
内容	<p>障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行います。 費用負担は以下のとおりです。</p> <p><b>(障害児)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用時間</th> <th colspan="2">サービスの費用額</th> </tr> <tr> <th>基本サービス</th> <th>送迎（片道）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,000円</td> <td rowspan="3">540円</td> </tr> <tr> <td>4～6時間</td> <td>2,880円</td> </tr> <tr> <td>4時間未満</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(障害者)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用時間</th> <th colspan="3">サービスの費用額</th> </tr> <tr> <th>基本サービス</th> <th>入浴</th> <th>送迎（片道）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,910円</td> <td rowspan="3">400円</td> <td rowspan="3">540円</td> </tr> <tr> <td>4～6時間</td> <td>3,780円</td> </tr> <tr> <td>4時間未満</td> <td>2,260円</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間	サービスの費用額		基本サービス	送迎（片道）	6時間以上	4,000円	540円	4～6時間	2,880円	4時間未満	2,000円	利用時間	サービスの費用額			基本サービス	入浴	送迎（片道）	6時間以上	4,910円	400円	540円	4～6時間	3,780円	4時間未満	2,260円
利用時間	サービスの費用額																											
	基本サービス	送迎（片道）																										
6時間以上	4,000円	540円																										
4～6時間	2,880円																											
4時間未満	2,000円																											
利用時間	サービスの費用額																											
	基本サービス	入浴	送迎（片道）																									
6時間以上	4,910円	400円	540円																									
4～6時間	3,780円																											
4時間未満	2,260円																											
申請に必要なもの	地域生活支援事業支給申請書																											
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764																											

### (3) 地域活動支援センター

対象者	時津町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方等で15歳以上の方
内容	○時津町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方等に対して、作業等を通じ、日常生活の訓練、日中活動の場の提供、交流の場を提供します。 ○開所時間 9:00～16:00
窓口	地域活動支援センタースマイル作業所 住所:時津町浜田郷530-1 TEL/FAX:881-2323

### (4) 成年後見制度利用支援事業

対象者	知的障害及び精神障害、認知症等の理由で判断能力が不十分であり、生活保護法に規定する要保護者または成年後見制度の利用に係る費用を負担することが困難であると認められる方で、次の要件に該当する方 ①本町に居住し、住民票がある方 ②介護保険法の規定に基づく本町の住所地特例対象者 ③老人福祉法または知的障害者福祉法の規定に基づく本町の被措置者 ④障害者総合支援法の規定に基づき、本町が介護給付費等の支給決定または支給認定を行っている方 ⑤その他、町長が認める方
内容	認知症や知的障害などにより判断能力が不十分な方が成年後見制度を利用する際に、申立て費用や後見人への報酬を助成する制度です。 ※成年後見制度に関する内容は、P.46「(3) 成年後見制度」をご覧ください。
窓口	障害者⇒役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764 高齢者⇒役場高齢者支援課 TEL:882-3940

### (5) 意思疎通支援事業

対象者	聴覚、言語機能及び音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
内容	聴覚、言語機能及び音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。 ○手話通訳者設置事業 福祉課に手話通訳者が常駐しております。(8時45分～15時30分) 手話を利用される障害者の方に役場内の申請等の支援を行います。 ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業 身体障害者手帳(聴覚又は言語障害)をお持ちの方が、医療機関への受診、官公庁等での手続き、学級懇談会への参加、就職又は進学のための説明会の参加時などに、手話や要約筆記の必要な方へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

## (6) 住宅入居等支援事業

対象者	町内に在住する障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方。(グループホーム等に入居している者を除く)
内容	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談又は助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
窓口	和みの里 TEL:860-1717 FAX:850-5100

## (7) 訪問入浴サービス

対象者	身体障害者手帳をもっている方
内容	重度の身体障害者(児)の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
申請に必要なもの	地域生活支援事業支給申請書
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

## (8) 声の広報等発行事業

対象者	身体障害者手帳の交付を受けた方のうち視覚障害1級又は2級であって、原則として学齢児以上の方
内容	視覚障害者に広く町政の動きを知らせ、町政に対する理解と関心を深め、かつ、視覚障害者の社会参加の一助に資することを目的としたCDによる広報媒体(声の広報とぎつ)の製作業務を行います。
窓口	長崎県視覚障害者情報センター(長崎こども・女性・障害者支援センター) 住所:長崎市橋口町10-22 TEL:846-9021

## (9) 自動車運転免許取得助成事業

対象者	次の要件に全て該当する方 ①身体障害者手帳所持者(1級~4級)の60歳未満の方 ②道路交通法による自動車運転免許を受けることができること ③世帯全員の所得税額が14万円以下であること
内容	身体障害者が就労又は就学が見込まれる等社会参加を目的として、自動車運転免許を取得するための費用を助成します。 <助成額> 教習料(検定料を含む)の2/3に相当する額の助成。上限額は10万円
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支見積書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・世帯全員の所得課税証明書</li> <li>・運転適性相談結果票</li> <li>・(施設入所者)当該施設長の意見書</li> <li>・(町外の学生)在学証明書</li> </ul>
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

## (10) 自動車改造費助成事業

対象者	<p>次の要件に全て該当する方</p> <p>①本人又は扶養義務者の所得制限あり</p> <p>②上・下肢又は体幹機能障害で1～2級の方</p> <p>③運転免許を有し、自らが所有し、運転する自動車を改造する方</p>
内容	<p>重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有する自動車を改造する際に、障害に応じた改造に要する費用を助成します。改造前に申請が必要です。</p> <p>○対象となる改造部位：操向装置及び駆動装置の一部改造</p> <p>○助成額：1件あたり10万円以内で実際に要した額</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者用自動車改造費助成事業補助金交付申請書</li> <li>・改造を行う業者の見積書</li> <li>・世帯全員の所得課税証明書</li> <li>・運転免許証</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・車検証</li> </ul>
窓口	<p>役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764</p>

## 13.社会参加・その他の制度

### (1) 町立施設の利用料減免

施設名	割引率	申請に必要なもの	窓口
東部コミュニティセンター トレーニングマシン使用料	規定料金の1/2	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	コスモス会館 TEL:882-9955 FAX:882-5199
B & G海洋センター プール及びトレーニングマシン 使用料			B&G海洋センター TEL:882-9598 FAX:882-9641

### (2) 日常生活自立支援事業

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安がある方が、地域の中で安心して暮らせるよう支援します。</li> <li>○サービスの内容は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助、書類等預かりサービスです。</li> <li>○相談は無料です。</li> <li>○利用料金は、1回1,200円及び交通費(実費負担あり) ※生活保護受給者は無料</li> </ul>
窓口	福祉あんしんサポートセンターとぎつ (時津町社会福祉協議会) TEL:882-0777

### (3) 成年後見制度

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障害及び精神障害、認知症等の理由で判断能力が不十分な方の財産管理や契約締結などの法律行為について、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わってサポートする制度です。</li> <li>○本人の判断能力に応じて家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見制度」と、本人が元気なうちに自ら後見人を選ぶ「任意後見制度」の2種類があります。</li> </ul>
窓口	障害者⇒役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764 高齢者⇒役場高齢者支援課 TEL:882-3940

### (4) 視覚障害者日常生活訓練事業

対象者	視覚障害者
内容	視覚障害者の日常生活に必要な種々の訓練と指導を行います。 訓練の内容は、日常生活動作訓練、歩行訓練、点字指導等、コミュニケーション訓練、情報機器操作訓練、その他対象者に必要な訓練です。
窓口	長崎県視覚障害者情報センター(長崎こども・女性・障害者支援センター) 住所:長崎市橋口町10-22 TEL:846-9021

## (5) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業

対象者	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)
内容	ストーマ用装具の装着者に対して、装具使用などの正しい知識を付与し、相談に応じることにより、社会復帰を促進します。
窓口	公益社団法人日本オストミー協会長崎県支部 黒田純寛 TEL:090-1929-9873

## (6) 補助犬貸与事業

対象者	各窓口へお問い合わせください。
内容	視覚・聴覚障害者、肢体不自由者の就労や日常生活向上のため、補助犬を貸与します。 ○盲導犬…目が不自由な方の歩行を助ける犬 ○介助犬…手足が不自由な方の日常生活を助ける犬 ○聴導犬…耳が不自由な方に音のする場所まで誘導する犬
窓口	九州盲導犬協会総合訓練センター 住所:福岡県糸島市東702番地1 TEL:092-324-3169 FAX:092-324-3386

## (7) 長崎県運営適正化委員会

内容	○福祉施設の利用や、在宅における福祉サービスについての苦情を適切に解決するところです。 ○相談は無料です。 ○匿名でも相談ができます。 ○サービス利用者本人の他、家族、本人の代理人、民生児童委員、関係職員でも本人に代わって相談できます。
窓口	長崎県運営適正化委員会(社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会) 住所:長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2階 TEL:842-6410 FAX:842-6740 受付:月~金(祝日を除く)9:00~17:00

## (8) 緊急通報体制等整備事業

対象者	①一人暮らしの重度身体障害者等 ②65歳以上の一人暮らしの高齢者 ③65歳以上の高齢者で構成する世帯の構成員 ※協力員1~2名が必要です。
内容	急病や災害等の緊急時に適切な対応ができるよう、緊急通報機器の貸与を行います。
窓口	役場高齢者支援課 TEL:882-3940

## (9) 点字投票

対象者	視覚障害者で点字投票の申し出をした方
内容	投票所又は期日前投票所等で申し出ると点字により投票をすることができます。
窓口	時津町選挙管理委員会 TEL:882-2212

## (10) 郵便による不在者投票

対象者	①両下肢、体幹、移動機能の障害1又は2級の方 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害1又は3級の方 ③免疫、肝臓の障害1～3級の方
内容	重度障害者の有権者については、郵便による不在者投票ができます。 希望される場合は、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を選挙管理委員会へ請求してください。選挙の際には、この証明書を用いて投票用紙の交付を請求することができます。 投票用紙は本人あてに送付されるので、候補者名を記入し、選挙管理委員会に郵送してください。なお、投票用紙の請求は投票日前4日までに文書にて行わなければなりません。
窓口	時津町選挙管理委員会 TEL:882-2212

## (11) メール119・FAX119・NET119

対象者	長崎市消防局管内（長崎市・長与町・時津町）に在住の方で、聴覚・言語・又はそしゃく機能に障害を有している方のうち、身体障害者手帳の交付を受けている方 ※FAX119、NET119は身体障害者手帳の交付を受けていない方も利用できます。
内容	長崎市消防局では、携帯電話等のメール、FAX及びインターネット機能を利用し、長崎市消防局内（長崎市・長与町・時津町）に在住の方で、聴覚や言語に障害を有している方からの火災・救急時の緊急通報の受信サービスを行っています。
窓口	長崎市消防局指令課 TEL:822-0461 FAX:820-8872

## (12) 公営住宅への入居

対象者	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級（単身入居が可）
内容	障害者世帯に対し、公営住宅の公募の際に特別枠を設ける等の処置がとられています。各公営住宅で内容が異なりますので、詳細は下記窓口へお問い合わせ下さい。
窓口	町営住宅：役場都市整備課 TEL:882-4807 県営住宅：長崎県住宅供給公社 TEL:823-3050

### (13) 医療的ケア児訪問型レスパイト事業

対象者	次の①～⑤の要件すべてに該当する医療的ケア児及びそのご家族 ①時津町内に住所があること ②0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること ③在宅で同居の家族等による介護を受けて生活していること ④医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること ⑤訪問看護により医療的ケアを受けていること
内容	自宅での長時間にわたる訪問看護の利用や自宅外での訪問看護の実施など、医療保険の適用とならない訪問看護の利用にかかる費用を助成します。
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940

## 14. 相談窓口一覧

◆町内の行政窓口 時津町役場 TEL 882-2211 (代表) FAX 881-2764

部署名・連絡先	概要
福祉課 TEL : 865-6940	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)(発達障害や高次脳機能障害の方を含む)並びに難病患者等の方々の日常生活や、医療及び福祉サービス等の相談窓口</li> <li>福祉医療、保育所、各種手当等に関する窓口</li> <li>生活保護に係る長崎県西彼福祉事務所への進達窓口</li> <li>民生委員児童委員、主任児童委員についての窓口</li> </ul>
高齢者支援課 TEL : 882-3940	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉に関する総合窓口</li> <li>介護保険の総合窓口</li> <li>後期高齢者医療保険の総合窓口</li> <li>原爆被爆者援護に関する総合窓口</li> </ul>
国保・健康増進課 TEL : 882-3938	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に関すること、各種年金に関する窓口</li> </ul>
税務課 TEL : 882-3925	<ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税、軽自動車税、国民健康保険税及び固定資産税等、町税の証明書発行等の窓口</li> </ul>
時津町地域包括支援センター TEL : 813-2530 FAX : 813-2531	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉に関する相談窓口</li> <li>介護保険の相談窓口</li> <li>高齢者の権利擁護に関する相談窓口</li> </ul>
こども家庭センター(福祉課内) TEL : 882-4533(直通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導</li> <li>乳幼児健診、乳幼児相談、予防接種、発達相談、訪問指導等</li> <li>妊婦のための支援給付金、未熟児養育医療に関する窓口</li> <li>保育コンシェルジュ及び時津町子育て支援センター相談窓口</li> <li>児童家庭相談、女性相談窓口</li> </ul>

◆委託相談支援事業所

概要	<p>障害者等からの福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じます。</p> <p>【相談内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助</li> <li>・社会資源を活用するための支援及び社会生活力を高めるための支援</li> <li>・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整</li> <li>・権利擁護のために必要な援助</li> <li>・専門機関の紹介</li> </ul>
対象者	障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う方
窓口	<p>○和みの里 住所:長崎市畝刈町 1069-4 TEL:860-1717 FAX:850-5100 月曜～土曜 8:30～17:30（緊急の場合の電話相談は時間外でも受け付けます）</p> <p>○時津町児童発達支援センター「ひまわりの園」 住所:左底郷 367 番地 TEL:882-4640 FAX:882-4674 月曜～金曜（祝日を除く）8:30～17:15</p>

◆各種関係機関

時津町社会福祉協議会（時津町総合福祉センター）

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、ひとり親家庭の方及び障害者(児)に対し、各種相談、入浴及び軽スポーツ、体操教室を行っています。</li> <li>・障害児の日常生活における基本的指導及び集団生活の訓練（児童発達支援）</li> <li>・浴室、研修ホール、会議室、和室、ふれあいホール、大広間、ボランティアルーム、リハビリルームなどがあり、障害者の方の交流活動の拠点として利用できます。</li> <li>・生活に困窮されている方に対する相談及び貸付事業</li> <li>・施設は、障害者、60歳以上の高齢者、ひとり親家庭の方が利用できます。</li> </ul>
開所時間等	<p>○開所時間 月～金 9:00～17:00</p> <p>○休館日 土日祝日、年末年始</p> <p>○使用料 無料</p> <p>○入浴施設開場日時 月・水・金 4月～10月 10:00～16:00 11月～3月 11:00～16:00 送迎バスあり（いずれも無料）</p>
窓口	住所:時津町左底郷 367 TEL:882-0777 FAX:882-0843

## 長崎こども・女性・障害者支援センター

連絡先	概要
TEL:844-6166	<p>児童相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童にかかる相談受付、児童虐待への対応児童福祉施設等への措置及び一時保護等</li> <li>・児童の心身の発達や状態の判定及び心理療法等</li> </ul>
(女性相談支援センター) TEL:846-0560 (配偶者暴力相談支援センター) TEL:846-0565	<p>女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の相談</li> <li>・配偶者等パートナーからのDV被害に関する相談</li> </ul>
TEL:846-8905	<p>身体障害者更生相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳に関する相談、巡回相談、補装具及び自立支援医療(更生医療)の判定、地域生活に係る専門相談及び支援事業等</li> </ul>
TEL:844-6250	<p>知的障害者更生相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳に関する相談及び巡回相談等</li> </ul>
(こころの健康相談) 月～金 9:00～17:45 TEL:846-5115  (長崎県高次脳機能障害支援センター) TEL:844-5515	<p>精神保健福祉センター(長崎県ひきこもり地域支援センター、長崎県高次脳機能障害支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳に関する相談、自立支援医療(精神通院医療審査会に関する)の判定</li> <li>・精神保健福祉相談、精神保健福祉に関する企画立案、研修及び普及啓発</li> <li>・こころの健康相談(こころの健康等について専門スタッフが相談に応じます。面接相談は予約制で、電話相談は随時行います)</li> <li>・高次脳機能障害者の相談、支援及び普及啓発等</li> <li>・ひきこもりの相談</li> <li>・依存症に関する相談</li> </ul>

## 長崎県西彼福祉事務所

概要	生活保護、児童福祉、母子及び寡婦福祉に関する相談及び援助、特別障害者手当等の支給、長崎県おもいやり駐車場利用証の交付
窓口	住所:長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟1階 TEL:846-8955 FAX:841-7011

## 長崎県西彼保健所（長崎県ひきこもり地域支援センター）

概要	結核、感染症、難病（特定疾患医療受給者証の申請等）、骨髄ドナー登録、健康づくり、栄養、歯科保健、精神保健（精神保健福祉相談全般、ひきこもり、高次脳機能障害支援普及事業、自殺対策、自助グループ支援等）、母子保健（特定不妊治療費助成事業等）、地域リハビリテーション支援、医療受給者支援及び原爆被爆者二世健康診断に関する事務を行っています。
窓口	住所:長崎市滑石 1 丁目 9-5 TEL:地域保健課（健康対策班） TEL：856-5059 // （保健福祉班） TEL：856-5159

## 障害児等療育支援事業

概要	在宅の障害児等の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育に関する相談に応じ、適切な支援が受けられるよう調整しながら療育支援を行います。 専門スタッフ（小児科医、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士）が無料で対応します。 ①訪問による療育指導 スタッフがご家庭や地域（保育所等）に訪問して療育指導を行います。 ②外来による療育指導 来園いただき、発達や療育等に関する各種相談及び療育指導を行います。 ③施設職員等に対する療育技術指導 障害児保育を行う保育所及び幼稚園等の職員に対し、研修や実地での助言及び支援を行います。
窓口	時津町児童発達支援センター「ひまわりの園」 住所:時津町左底郷 367 番地（時津町総合福祉センター内） 受付時間:月～金 8:30～17:15 TEL:882-4520

## 長崎県発達障害者支援センター

概要	自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群、レット症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族の方の相談を行います。
窓口	住所:諫早市永昌東町 24-3（長崎県こども医療福祉センター内） TEL:0957-22-1802

## 長崎県難病相談・支援センター

概要	県内で生活する難病のある方やそのご家族等からの療養上、日常生活上での悩みや不安などに対する相談・支援、また地域交流活動の促進や就労支援などを行う拠点として活動しています。
窓口	住所:長崎市茂里町 3 番 24 号 長崎県総合福祉センター県棟 2 階 （相談時間:月・火・木・金 10:00～18:00 / 土・日 10:00～17:00） TEL:846-8620

## 長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）

概要	不登校、ひきこもりなど子どもや若者が抱える生きづらさや悩みに対し、総合的に相談を受けている機関です。おおむね30歳代までの方を対象に、専門の相談員が無料で受け付けています。また、相談の内容により各公的機関やNPO法人等の民間支援団体等と連携を図りサポートを行っています。ご相談の秘密は守ります。
窓口	住所:長崎市馬町 48-1 長崎県市町村会館馬町別館2階 受付時間:月、火、水、金、土 10:00~18:00 電話対応は 22:00 まで（※土曜日は 18:00 まで）TEL:824-6325 定休日：日・木・祝日・年末年始

## 長崎公共職業安定所（ハローワーク）

概要	仕事を探している方に対して、求人情報の提供、職業相談及び職業紹介業務を行っています。
窓口	住所:長崎市宝栄町 4-25 TEL:862-8609

## 障害者就業・生活支援センター

概要	就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
窓口	運営:障害者就業・生活支援センターながさき（社会福祉法人ゆうわ会） 住所:長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター3階 TEL:865-9790 FAX:865-9795

## 障害者相談員

概要	障害者相談員とは 心身に障害のある方やその家族からの各種相談に応じ、助言等を行う人のことです。障害をもつご本人やそのご家族が抱えている悩み、心配ごと等お気軽にご相談下さい。 障害者相談員への相談を希望される方は、事前に福祉課へご連絡ください。
窓口	役場福祉課 TEL:865-6940 FAX:881-2764

## 15.事業所一覧

### ◆障害福祉サービス事業所 (R8.2 現在)

事業種別	事業所名	住所	TEL
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護	ケアステーション優里	浜田郷20-1	893-5001
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護	時津町社会福祉協議会	左底郷367	882-0777
居宅介護	訪問介護事業所 みつばち	浦郷273-3-1階	882-0958
居宅介護・重度訪問介護	ヘルパーネットながさき	浦郷277-15	881-0343
居宅介護	訪問介護ステーション ロジ	浜田郷632-1	894-1109
居宅介護	ニチイケアセンター時津	浦郷275-2 アーベイン時津102	886-8002
生活介護	デイサービス 詩歌	浦郷260-4	865-8294
生活介護・ 就労継続支援B型	いちごの家	左底郷232-2	881-7133
就労継続支援B型	エリア21	西時津郷1156	882-7585
就労継続支援B型	桜の庵	子々川郷1164	881-7050
就労継続支援B型	アゲハ蝶	左底郷1366-1	860-8305
就労継続支援A型	ルートサポート時津	久留里郷423-2F	865-6153
就労継続支援A型	ルートサポート西彼杵	野田郷46-1 2F	881-2850
共同生活援助	グループホーム・ドリーム	西時津郷728-1	882-7585
共同生活援助	グループホーム・ドリーム2	西時津郷711-4	882-7585
共同生活援助	グループホームみらい	日並郷3645	865-8182

◆障害児通所支援事業所 (R8.2 現在)

事業種別	事業所名	住所	TEL
児童発達支援 保育所等訪問支援	児童発達支援センター 「ひまわりの園」	左底郷367	882-4520
児童発達支援	児童発達支援事業所「たんぼぼ」	左底郷367	882-4520
放課後等デイサービス	はるの樹	浜田郷1466-3	800-2518
放課後等デイサービス	はるの樹ぶらす	浜田郷572-33	800-3628
児童発達支援 放課後等デイサービス	キッズハウス・クローバー	浦郷440-10	881-3336
児童発達支援 放課後等デイサービス	LICOKIDS	浜田郷196-5 1F	865-6009
児童発達支援 放課後等デイサービス	こどもサポート教室 「あいあい」長崎 時津校	元村郷815-13	882-7488
児童発達支援 放課後等デイサービス	ほのぼのくらす	野田郷46-1 2F	801-3065
児童発達支援 放課後等デイサービス	やわら時津店	左底郷1832-1 2F	865-9915
児童発達支援 放課後等デイサービス	こども広場 あいびい ひなみ	日並郷字新開3661	865-7520
児童発達支援 放課後等デイサービス	SORA時津	浦郷273-2 1F	865-7803

◆相談支援事業所 (R8.2 現在)

事業種別	事業所名	住所	開所時間	TEL
計画相談支援 障害児相談支援	時津町児童発達支援センター「ひまわりの園」 (指定特定相談支援事業者)	左底郷 367	月～金 8:30～17:15	882-4640
計画相談支援	相談支援事業所 ケアステーション優里 (指定特定相談支援事業者)	浜田郷 20-1	月～金 9:00～18:00	893-5001

◆移動支援事業登録事業所 (R8.2 現在)

事業所名	住所	TEL
時津町社会福祉協議会	時津町左底郷367	882-0777
社会福祉法人 グリーンコープ ふくしサービスセンターどんぐり	長崎市横尾3-33-8	856-3532
ケアステーション 優里	時津町浜田郷20-1	893-5001
長崎市手をつなぐ育成会 育成会ヘルパーステーション	長崎市大橋町19-19	841-9777
ホームヘルプ サン	長崎市西山4-597-1	827-1822
ヘルパーステーション サンテ	長崎市川平町1223-3	847-8070
ヘルパーステーション にじいろ	長崎市虹ヶ丘町1-1	855-8811
ヘルパーステーション さつき	長崎市古賀町110-1	839-3310
リンク	長崎市田中町4786-2	894-1148

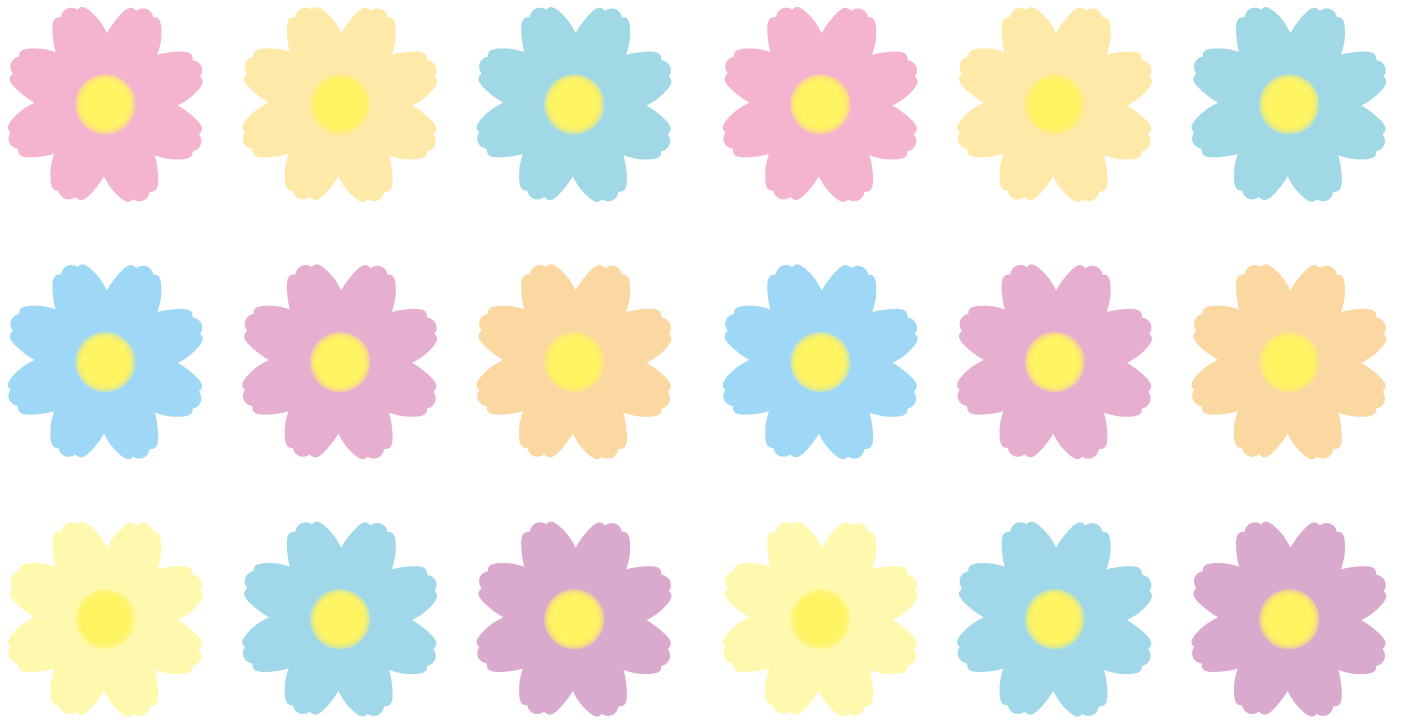
◆日中一時支援事業登録事業所 (R8.2 現在)

事業所名	住所	TEL
日中一時支援事業所 さんせっと	長崎市松原町728-2	839-2400
平山友愛園	長崎市平山町1258-2	878-3732
ながさきワークビレッジ	長崎市西山4-610	824-4243
潮見が丘学園	長崎市潮見町567-17	830-2726
長崎けやき医院 デイケアセンター	長与町高田郷3607-1	840-5111
Halelea	時津町浜田郷196-5-201	801-4530

◆訪問入浴サービス事業登録事業所 (R8.2 現在)

事業所名	住所	TEL
アスケア訪問入浴 長崎	長崎市銀屋町3-10 1F	050-3625-6299





この福祉のしおりは、令和8年4月1日現在で作成しています。

そのため、最新の情報とは異なる場合があります。

詳しくは、各担当課・施設・関係課に直接問い合わせください。

発行：時津町福祉部福祉課障害福祉係

住所：西彼杵郡時津町浦郷274番地1

